

魚津市告示第199号

小学生等感染症対策支援事業実施要綱を次のように定める。

令和3年9月1日

魚津市長 村椿 晃

小学生等感染症対策支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化し、ワクチン接種の対象とならない小学生以下の児童がいる子育て世帯に対し、感染対策物品の購入等の経済的負担を軽減するため、子育て世帯への臨時・特別の給付措置として実施する小学生等感染症対策支援事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、魚津市電子地域通貨事業実施要綱（令和3年魚津市告示第189号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 子育て世帯応援ポイント プレミアム付きミラペイ発行事業実施要綱（令和3年魚津市告示第190号）に定める通常ポイントをいう。

(2) 子育て世帯応援カード 子育て世帯応援ポイント1万ポイントを付加したカードをいう。

(3) 支給対象者 令和3年8月1日において、市内に住所を有する平成21年4月2日以降に生まれた者をいう。

(子育て世帯応援ポイントの有効期限)

第3条 子育て世帯応援ポイントの有効期限は、令和3年11月30日までとする。

(子育て世帯応援ポイントの使用範囲)

第4条 子育て世帯応援ポイントの使用範囲は、魚津市電子地域通貨事業実施要綱に準ずる。

(支給対象者に対する支給方法等)

第5条 市は、支給対象者に対し、郵送により、子育て世帯応援カードを送付する。

(送付開始日及び送付期間)

第6条 支給対象者に対する子育て世帯応援カードの送付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 子育て世帯応援カードの送付期間は、前項の規定により定められた送付開始日から令和3年9月末日までとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(小学生等感染症対策支援事業に関する周知)

第7条 市長は、小学生等感染症対策支援事業の実施に当たり、支給対象者の要件、送付方法、送付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知に努めなければならない。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 子育て世帯応援カードを受給する権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。